

令和7年度介護保険福祉用具・  
住宅改修評価検討会（第1回）

令和7年6月11日

資料4

# 通信機能を備えた福祉用具の取扱いについて

厚生労働省 老健局高齢者支援課

# 1. 前回の振り返り

## 2. 主なご意見と対応の方向性について

- (1) 対象とする通信機能について
- (2) 通信に要する費用の範囲について
- (3) 福祉用具専門相談員の業務について
- (4) 実証・データの必要性等について

## 3. 見直し案

## 4. 参考資料

# 見直し案：通知の一部改正（案）①

通信機能を有する福祉用具の取扱いに関しては、平成27年に複合的機能を有する福祉用具について、福祉用具と通信機能を有する部分の物理的分離を行っている場合に限り給付対象とする改正を行ったところであるが、主なご意見と対応の方向性を踏まえ、通信機能を有する福祉用具の取扱いについて改めて別項を立てて整理することが考えられる。

## 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正（案）

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）（※赤字・青字・下線は事務局）

### 第一 福祉用具

1～2（略）

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 4②に該当するものを除いて、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

### 第二 住宅改修（略）

赤字下線部を削除

# 見直し案：通知の一部改正（案） ②

主なご意見とその対応の方向性を踏まえ、通信機能を有する福祉用具の取扱いとして、「本来機能として通信機能を備える福祉用具」と「本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具」を区別し、後者については、通信機能の用途を明確にする案（利用者の安心・安全の確保に資する機能とメンテナンスに資する機能）が考えられるのではないかと。

## （続）通知の一部改正（案）

### 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

#### 第一 福祉用具

1～3 （略）

4 （新設）

通信機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能として通信機能を備える認知症老人徘徊感知機器及び排泄予測支援機器は、居宅外との通信機能を有する福祉用具についても給付の対象とする。
- ② 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具については、通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するもので、次のいずれかに該当するものは給付の対象とする。
  - a) 福祉用具の利用の有無や利用者の位置情報を介護者に通知するもの。
  - b) 用具の維持管理や修理交換に資する福祉用具の情報を利用者又は介護者に通知するもの。
- ③ 通信費用（例：月々の通信料金やアプリケーションのサブスクリプションの費用を含む）、受信端末の費用（例：スマートフォンやタブレット等の端末の導入費用）、福祉用具に内蔵されたものを除く通信環境の整備に要する費用（例：モデム・ルーターの整備費用）は給付の対象外とする。

#### 第二 住宅改修 （略）

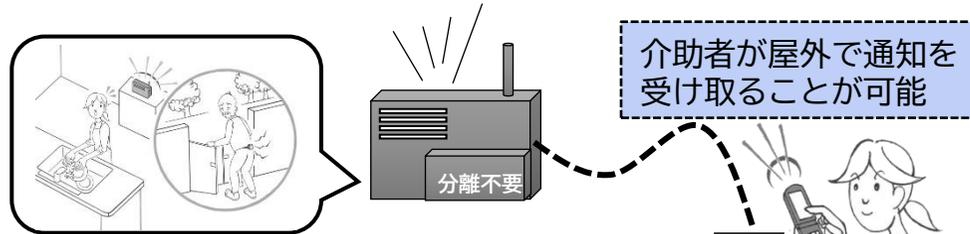
# 見直し案：通知の一部改正（案）のイメージ

これまでの主なご意見とその方向性を踏まえ、通信機能を備えた福祉用具の取扱いのイメージとして次のような整理が考えられる。

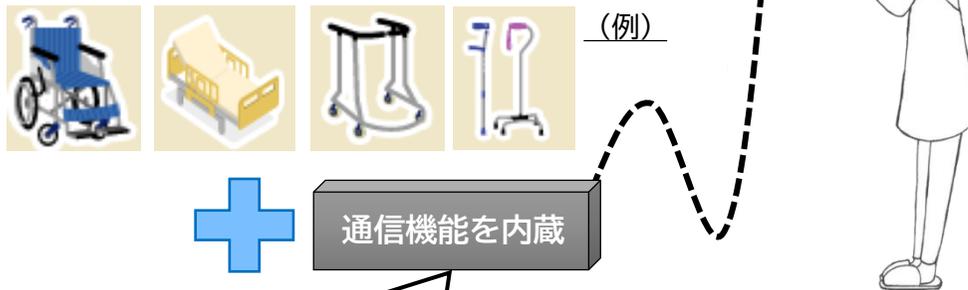
## 見直した場合の取扱い

### 介護保険の対象となる機能

#### ①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具



#### ②用具の本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具



通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するものに限定

### 介護保険の対象外となる機能



- ・月々の通信料金、アプリケーションの利用やサブスクリプション等の費用
- ・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用
- ・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用

※自己負担で用意する場合は、選択的に追加する機能に制限はない。  
※事業者への通知は、別に契約による定めを要する。

# 論点：介護保険の給付対象の範囲について

これまでのご意見を踏まえ、当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について「通信機能により利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の利用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な利用に資するもの」としてどのような機能・用途が考えられるか。

参考として以下のような機能・用途等も想定されるところ、これらの例示を参考としつつ、介護保険の給付対象の範囲について御意見を頂きたい。

- a) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の利用の有無や利用者の位置情報を介護者に通知するものとして考えられる機能・用途の参考例

| 用途・機能の例           | 搭載種目の例    |
|-------------------|-----------|
| 利用の有無・位置情報を通知する機能 | 歩行器、車いす 等 |
| 転倒・横転情報を通知する機能    | 歩行器、車いす 等 |

- b) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換に資する福祉用具の情報を利用者又は介護者に通知するものとして考えられる機能・用途の参考例

| 用途・機能の例              | 搭載種目の例                   |
|----------------------|--------------------------|
| バッテリーの状態を通知する機能      | 電動車いす、移動用リフト、歩行器 等       |
| 機器の異常を検知し通知する機能      | 床ずれ防止用具、歩行器、特殊寝台 等       |
| 機器の操作履歴情報を通知する機能     | 電動車いす、歩行器、特殊寝台 等         |
| 機器の故障（エラーコード）を通知する機能 | 電動車いす、床ずれ防止用具、歩行器、特殊寝台 等 |

## 1. 前回の振り返り

## 2. 主なご意見と対応の方向性について

- (1) 対象とする通信機能について
- (2) 通信に要する費用の範囲について
- (3) 福祉用具専門相談員の業務について
- (4) 実証・データの必要性等について

## 3. 見直し案

## 4. 参考資料

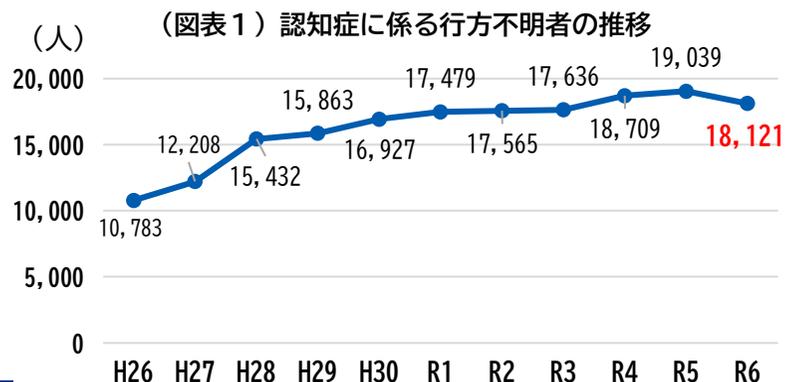
# 主な課題と方向性

## 1 対象とする通信機能について ① 位置情報（屋外測位システム（GPS））の取り扱い

- 前回の議論では、通信可能な範囲を居宅外まで広げることについて概ね合意が得られたところだが、福祉用具の位置情報を取得する手段として「GPS（※グローバル・ポジショニング・システム）」が含まれるのか明確にするべきとの指摘があった。
- そこで、屋外における福祉用具の位置情報を取得する手段としてGPSを例示することとし、併せて給付の対象外とする機能の例示としてGPSを用いたナビゲーション機能等が考えられるのではないか。

### 主な御意見

- ・ 誤解を招く可能性があるため、位置情報を通知する機能として、GPSを含めるかどうかを明確にしておく必要がある。
- ・ GPSを有する車いす等を認知症の方が利用する場合、認知症老人徘徊感知機器の代替となる可能性もありGPSの取扱いを考える必要がある。
- ・ GPSは、今まで以上にシンプルな構造にできたり、電源があれば使用できる等、利便性は増すと思われる。また、今後GPS衛星が増えれば、精度が増すことも噂されているが、それによりコストアップにつながる可能性がある。
- ・ 認知症高齢者の行方不明者は2023年で年間約1万9000人。そのうちの3%の方は死亡確認ということである。これからさらに認知症高齢者が急増していく中でこうした通信機能等、新たな手法で活用が図られ、行方不明を防止できるような判断があればよい。



【出典】警察庁「令和6年における行方不明者の状況」（令和7年6月）

認知症老人徘徊感知機器(現行)



屋外へ出ようとしたとき、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報する。

認知症老人徘徊感知機器(変更後のイメージ)



屋外へ出ようとしたとき、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報する機器について、屋外の位置情報を検知し、通知する機能についても給付対象とする。

### 方向性

- 本来機能として通信機能を備えた認知症老人徘徊感知機器及び本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具の双方について、屋内の位置情報だけでなく屋外の位置情報の取得手段についてGPSを例示することとしてはどうか。【Q&A等】
- 福祉用具の位置情報を通知する機能は対象として認め得ると整理してきたが、一方で、位置情報を使用したナビゲーション機能については給付対象外として例示することとしてはどうか。【Q&A等】

## 主な課題と方向性

### 1 対象とする通信機能について

### ② 給付対象の整理

- 様々な通信機能がある中で、給付対象とする機能を明確にする必要があるとの意見があった。これまでの議論では福祉用具の使用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な使用に資するものとしてきたところ。
- 福祉用具の付随機能として、緊急通報機能が通話等のコミュニケーションのツールとして用いられる懸念や、バイタルセンシングによる緊急通報等のニーズが考えられるとの意見が複数あった。これに対し、日常のコミュニケーションにも用いることが可能な機能及びバイタルセンシングによる緊急通報機能等は、給付対象外として例示することが考えられる。
- これまで、福祉用具から通知される機能を限定し、給付対象に追加することを検討してきたが、通信機能の使用目的に応じて、情報の通知先や得られた情報の活用について整理が必要となる。また、通知先として指定福祉用具貸与事業所等を含めることが考えられる。

## 主な御意見

- ・ 製品のIoT化等が進んで、情報を共有化して、また、メンテナンスにかかるコストを下げていくということは絶対に必要
- ・ 福祉用具であるが故に、利用者に直接近いところで情報を取る、スマートウォッチなどでも生体情報を取れるわけで、それを送信して保存することもできるし、経過を追うこともできるという機能まで出てきている。そういうところも含めて考えていかなければいけない。
- ・ 例えばエマージェンシー的な体調不良など、利用者の状態変化を伝える緊急通報機能を備えた福祉用具が出てくる可能性があるため、その点も考慮が必要
- ・ 通信によって普通にコミュニケーションが取れるような、電話の肩代わりをするようなものもマイクとスピーカーがあればできてしまう。通信は許容範囲が広いので、今後、コミュニケーションがとれる福祉用具が出てくる可能性があるが、一定の基準を定めた上で、Q&A等で取り扱いについて補完しながら、時代に対応できるように検討していくのも一つの方策ではないか。
- ・ 通信機能の使用目的により、その通知先は誰であるのか、誰のためのデータか、(コストは)誰が持つのかを整理する必要があるのではないか。利用状況の把握は事業所が持ってもよいのでは。

# 主な課題と方向性

## 1 対象とする通信機能について

### ② 給付対象の整理

#### 方向性

##### ① 給付対象とする機能

- 前回の事務局案では、付属機能として認めるものについては最低限の機能として、福祉用具の使用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な使用に資するものとしたところ。本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具における「安全な使用に資するもの」は、「位置情報の通知」に限り認めることとし、転倒・横転情報の通知については、製品化されその効果が実証された後に導入を検討してはどうか。
- 通信機能を備えた福祉用具として今後様々な機能が開発されると期待されるが、新たな機能の評価・検討については、今後、本評価検討会において提案企業・団体からの提案を受付けて、適宜検討をすることとしてはどうか。

##### ② 給付対象外とする機能

- 通話・チャット・動画等は緊急時に限らず日常生活におけるニーズを満たすものであり、かつ、その機能はスマートフォン・タブレット等の一般製品で代替可能である。そのため、この機能は福祉用具の給付対象として認められないのではないかと。
- また、バイタルセンシングによる緊急通報機能等は、在宅の介護保険福祉用具として利用者・家族で使用するということについて慎重な検討を要することから、給付対象として認められないのではないかと。これらの取り扱いを明示することとしてはどうか。【Q&A等】
- 今後、通信機能を備えた一般製品が普及した場合等は、給付対象である機能等の削減をすることも含めて、本評価検討会において見直し・検討していくこととしてはどうか。

##### ③ 通信機能の通知先

- 通信機能の使用目的に応じて通知先を整理し、保険者・事業者等に周知をしていくことが考えられる。
- 福祉用具の位置情報の把握による、利用者の安全に資するものについては、家族へ通知することとしてはどうか。【通知改正】
- 福祉用具の異常・故障の把握による、メンテナンスの目安の把握に資するものと、福祉用具の使用状況の把握による、適正な給付に資するものについては、利用者・家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等へ通知することとしてはどうか（詳細は16～17頁参照）。

# 主な課題と方向性

## 1 対象とする通信機能について

### ③ 通知後の対応について

- 前回の議論では、福祉用具の位置情報等が通知された後の対応について、整理が必要との指摘があった。
- 通知後の対応は、福祉用具に期待される機能を超えている。また、福祉用具貸与サービスの指定基準にも含まれていない。これらを踏まえ、給付対象とならない範囲を明確に示すことが考えられる。ただし、利用者と事業者の契約に基づき、利用者の自己負担により、通知された情報を活用したサービスが利用可能である旨を示すことも考えられる。

### 主な御意見

- ・ 転倒・横転情報の通知以降の対応についてはテクノロジーが補完するものではないということを明らかにしておいた方が良い。
- ・ 利用者の安心・安全を確保する観点からという文言について、製品自体は利用者の安心・安全を確保を保証しているものではないと思うので、位置情報を発信するというところに留めておいた方が良い。

### 方向性

- 介護保険の福祉用具貸与サービスは「適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与すること」とされており、また、自宅への駆け付けや本人の安否確認サービスが市町村や民間企業において既に提供されているところ。
- これらを踏まえると、福祉用具の位置情報等の通知後の対応を役務として行うサービスは介護保険福祉用具の給付の対象に含めることは適当ではない。一方で、位置情報の通知を受け、そのデータを活用し自宅への駆け付けや本人の安否確認を行う等の対応は、保険給付外のサービスとして利用者と事業者間で契約を締結することにより、利用者の自己負担において利用することは考えられる。この点について、福祉用具専門相談員や介護支援専門員の関係団体に対し周知することとしてはどうか【周知】。
- また、前回の事務局案では、通信機能を「利用者の安心・安全の確保に資する機能とメンテナンスに資する機能」としていたが、介護保険から給付された福祉用具が通知後の駆け付け・安否確認等の対応を保証するものではないことから、誤解を招かないよう「安心」を削除し、「利用者の安全の確保に資する機能」に修正し、改正意図を明確にしてはどうか。【通知改正】

○参照条文 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）」 第13章 福祉用具貸与」より抜粋）

#### （基本方針）

第193条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下、「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、～（略）～利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

## 主な課題と方向性 2 通信に要する費用の範囲について コストアップに繋がる懸念、価格設定の把握

- 前回の議論では、通信機能が追加されることで福祉用具のコストアップが見込まれるとのご指摘や、通信機能を備えた福祉用具の価格設定がどのようになされるか予測できず、価格設定が適切なものであるか確認することが必要ではとの意見が複数あった。
- 通信機器以外のサービス提供コストを転嫁するような価格設定は給付の適正化の観点から適切ではないことから、給付対象とする価格設定範囲を明確化するとともに、対象となった福祉用具について適切な時期に実勢価格を把握していくことが考えられる。

### 主な御意見

- ・ 貸与後のマネジメントコストを考えると、企業側は費用の案分の仕方は単純ではないと思う。また、結果がどうなるかは運用してみてからでないといけないため、今後、費用負担について調査をした上で、方向性を固めてはどうか。
- ・ 本来機能として通信機能を有しているものについては、通信範囲を居宅外へ拡大することについては技術的にコストがかからないため賛成。その一方で本来、通信機能を持っていない福祉用具については、必ずコストアップにつながってしまう。そのコストアップ分は誰が負担するのかという問題もある。また、給付対象になっている福祉用具に通信機能をつけることが可能とする場合は、意図していない製品が出てこないように情報発信していくことが重要
- ・ 現在、GPS機能について、福祉用具メーカーが自前のサーバーに情報を貯め、サービスを提供する流れとなっている。そのため、今後もサーバーの管理費についてはサブスクリプションや利用者から集めていくことが基本になる。
- ・ 介護保険を利用しない形で使用する場合が考えられるが、一物二価のようなことになる可能性もあるため、整理が必要

### 方向性

- 同等性能を持つ福祉用具の価格と比較し、通信機器の調達・組込みに要する費用であると認められるものについて給付対象とすることは差し支えないと考えられる。一方で、同等性能を持つ福祉用具が無いという場合において、利用者が自己負担するサービス利用料金を著しく低くした上で、保険給付の対象となる部分に価格転嫁する等、一般的な福祉用具の価格と比較して給付費が著しく高額である場合について、保険給付の対象外となることを関連団体に周知することとしてはどうか。【周知】
- 加えて、対象となった福祉用具については、月平均100件以上の貸与実績があった製品について、メーカーに対し調査協力を依頼し、実勢価格を確認することとしてはどうか。【周知】

## 主な課題と方向性 3 福祉用具専門相談員の業務の範囲について 利用者・家族の同意

- 前回の議論では、通信環境の整備は福祉用具専門相談員や介護支援専門員が責任を負うものではないとの意見があった。
- 通信環境の整備等の役務提供は指導基準に定められた業務ではないため、給付対象外である。ただし、利用者と事業者間で契約を締結することにより、利用者の自己負担においてそれらを依頼することが可能であると整理することが考えられる。また、利用者・家族へ上記等について説明を行い、同意を得ることが望ましい旨、周知することが考えられる。

### 主な御意見

- ・ 福祉用具専門相談員やケアマネジャーが通信機能を有する福祉用具の利用を検討するにあたって、通信機能に必要な環境整備等についても利用者から相談を受けることが想像できるが、それについては、福祉用具専門相談員やケアマネジャーがリスクを負うことではないと考える。そのため、本来であれば、本人、家族が通信機能に必要な環境整備をしてもらうことを前提にして、利用の検討をするとした方がいいのではないか。

### 方向性

- 通信環境の整備は指定基準等に定める業務に含まれないが、利用者の自己負担により事業者へ依頼することが可能であることを明確にすることが考えられる。
- 併せて、前回議論にもあったとおり、通信機能を備えた福祉用具の使用を提案するに当たり、福祉用具専門相談員と居宅介護支援専門員が必要性を検討し、利用者・家族に対して通信環境の用意が必要なこと等を説明したうえで、同意を得ることが望ましい旨、関係団体を通じて周知することとしてはどうか。【周知】

### 導入に際して必要な説明、同意を要する事項として想定される項目

- ・ 通信機能を活用することの必要性
- ・ 通信機能の活用方法
- ・ 通信環境の整備費用、受信端末の購入費用、保守管理等のサブスクリプションサービス利用のランニングコスト、通信料金等の費用は保険給付対象外であること
- ・ 通知後の緊急対応は、福祉用具専門相談員等の指定基準に定められた業務の範囲外であること
- ・ 福祉用具の本来機能を有する部分の不具合を除いて、通信環境等の不具合が生じた場合の修理等は給付対象外であること
- ・ 位置情報を第三者と共有する場合、個人情報の保護の観点から、当該情報の取り扱いについて利用者及び第三者双方で十分に確認し、適切に取り扱うこと

## 主な課題と方向性 4 実証・データの必要性等

- 前回の議論では、データの取得、管理、その活用や効果の実証等、様々な観点から御意見があった。また、通信は発展性が大きいことから、通知だけでなくQ & A等によって補完していくことが必要ではないかとのご意見があった。
- 今回は、当該福祉用具の本来機能に付随して備える通信機能として、最低限の機能に限り認めることとしたい。一方で、通信を用いて得られた情報の活用状況は、有識者の意見を聞いて通信機能の用途として適切かを確認された製品についてその効果の把握に努めることとし、その調査検証方法については別途検討する。その結果について、必要に応じ本評価検討会に報告することが考えられる。
- また、必要に応じてQ & Aを発出し、保険者・事業者に対しその取扱いを明示していくことが考えられる。

### 主な御意見

- ・ 本来通信機能を有しない福祉用具は、データの利活用について実証し、データの取得をしていく必要がある。
- ・ 通信機能の導入によって得られたデータはAI等につなげられるが、そのデータが誰のものなのかの整理が必要。またデータの所有権についての議論は様々な場所で行われているため、最新の動向を確認しながら判断していく必要がある。
- ・ 機器の開発によってデータを集めることが困難になると考えるので、国でデータを保管したり、共通モジュールを用意するといったことを今後検討してもいいのではないか。
- ・ データの利活用やプライバシーの問題等は一企業で考えられる領域を超えてしまっているため、行政が主体となりながら事業モデルを作り、メーカーを巻き込み、成功事例を作った上で進めていくことがよい。
- ・ 通信というのは許容範囲が広いですので、一律このくらいにしておきながらもQ&Aとか、そういうところでどんどん補完していきながら、今の時代に対応できるようなところを徐々に検討しながら広げていくのも一つの方策ではないか。

### 方向性

- 今回は、当該福祉用具の本来機能に付随して備える通信機能として、実証を要さない最低限の機能に限り給付対象として認めることとしてはどうか。一方で、今後新たな機能について検討する際は本評価検討会においてその効果を評価・検討していくこととしてはどうか。さらに、通信技術の進展・普及により、一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする取扱いの見直しを検討してはどうか。
- データの管理・取扱いについて、今後に向けた前向きな御意見を多数頂いたが、当面はそのデータの取り扱いについてはサービス提供事業者と利用者との合意（契約）によるものとしてはどうか。【周知】
- 通信機能を備えた福祉用具の給付の判断に資する情報は、必要なものについてQ & A等を発出することとしてはどうか。【Q & A等】 14

## 1. 前回の振り返り

## 2. 主なご意見と対応の方向性について

- (1) 対象とする通信機能について
- (2) 通信に要する費用の範囲について
- (3) 福祉用具専門相談員の業務について
- (4) 実証・データの必要性等について

## 3. 見直し案

## 4. 参考資料

# 介護保険の給付対象となる機能

- 前回のご意見を踏まえ、「使用の有無・位置情報を通知する機能」にGPS機能を例示として追加した他、給付対象とする機能についてその使用目的を整理した。また、給付対象外となる機能を例示
- 使用目的に未使用の福祉用具はサービス利用の見直しに繋げることで、用具の適正な使用が期待される旨を追記
- 通知後の事業者の対応（駆けつけ、訪問など）についても追記

## 介護保険の給付対象となる通知機能

- a) 本来機能に通信機能を備えた福祉用具である認知症老人徘徊感知機器について、居宅内のみならず、居宅外の位置情報を家族・隣人に通知するものとして考えられる機能

| 機能                            | 使用目的                   |
|-------------------------------|------------------------|
| ①福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能 | 福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保 |

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

- b) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、福祉用具の位置情報を家族に通知するものとして考えられる機能

| 機能                            | 使用目的                   | 搭載種目の例    |
|-------------------------------|------------------------|-----------|
| ②福祉用具の位置情報（例 GPSによる取得）を通知する機能 | 福祉用具の位置情報の把握を踏まえた安全の確保 | 歩行器、車いす 等 |

通知後の事業者の対応

利用者事業者の契約により、利用者の自己負担のサービスとしての利用可能

※安全対策、位置情報の確認のために用いる、福祉用具に付属しないGPS発信機を新たな種目として追加するものではない。

# 介護保険の給付対象となる機能

## 介護保険の給付対象となる通知機能

c) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を利用者又は家族、必要に応じて福祉用具貸与事業者等に通知するものとして考えられる機能

| 機能                 | 使用目的  | 搭載種目の例                          |
|--------------------|---|---------------------------------|
| ③バッテリーの状態を通知する機能   | 福祉用具の維持管理や修理交換の目安、使用状況の把握により、メンテナンスや適正な給付のために活用 | 電動車いす、移動用リフト、歩行器、床ずれ防止用具、特殊寝台 等 |
| ④福祉用具の異常・故障を通知する機能 |   |                                 |
| ⑤福祉用具の使用状況を通知する機能  |   |                                 |

通知後の事業者の対応

従来の保険給付内のサービス（通知後即時の対応を求めるものではなく、適時対応）

d) 当該福祉用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具について、給付対象外となる機能の例

| 給付対象外となる機能                     |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| ⑥ 利用者の状態変化・体調不良等を通知する機能        | （例 バイタルセンシングによる検知等）    |
| ⑦ 利用者が操作し緊急情報を通知する機能           | （例 インターホン、ナースコールへの接続等） |
| ⑧ ①～⑤に示す機能を用いる、上記①～⑤の使用目的以外の活用 | （例 ナビゲーション・コミュニケーション等） |
| ⑨ ①～⑤に示すもの以外の機能を搭載したもの         |                        |

※なお、新たな機能の検討や、通信技術の進展・普及により一般市場においても広く製品化された機能については給付対象外とする等の取り扱いについて、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において適宜見直しを行う。

# 通知の一部改正案

- 前回の主な御意見を踏まえ、通知案については、
  - ・ 特定福祉用具販売の種目をこれまでの案では対象に含めていたが、販売後の継続的なサービス状況等の把握に課題があり、その給付対象の拡大には慎重な検討を要することを踏まえ、対象種目を一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の対象福祉用具に限ること、
  - ・ 字句の見直し（「安心・安全の確保」から「安心」を削除、「利用」を「使用」に修正等）をした他、
  - ・ ③に、対象外となる機能の例示を追加する等の修正を行っている。

## 通知の一部改正（案）「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」※主な修正点は赤字

（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

### 第一 福祉用具

1～3（略）

4（新設）

通信機能を備えた福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能として通信機能を備えた認知症老人徘徊感知機器及び排泄予測支援機器は、居宅外との通信機能を備えた福祉用具場合についても給付の対象とする。
- ② 福祉用具貸与の種目（特定福祉用具販売においては一部の福祉用具における選択制の対象種目に限る）に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具については、通信機能により福祉用具の適正な使用と利用者の安心・安全の確保を図る観点から、福祉用具の使用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な使用に資するもので、次のいずれかに該当するものは給付の対象とする。
  - a) 福祉用具の利用の有無や利用者の位置情報を介護者家族に通知するもの。
  - b) 福祉用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を、利用者又は介護者家族、及び福祉用具専門相談員等に通知するもの。
- ③ 通話・チャット・動画等の日常生活において他の目的で利用者が使用可能なもので、一般製品で代替可能な機能及びバイタルセンシングにより利用者の状態変化や体調不良を検知し通知する機能は給付の対象外とする。また、上記以外の通信機能を搭載した福祉用具は給付対象外とする。
- ④ 4①及び②について、通信費用（例 月々の通信料金やアプリケーションの導入、サブスクリプション等に要する費用等）、受信端末の費用（例 スマートフォンやタブレット等の端末の導入費用等）、福祉用具に内蔵されたものを除く通信環境の整備に要する費用（例 モデム・ルーター等の整備費用等）は給付の対象外とする。

# 通知の一部改正案（溶け込み版）

通知の一部改正（案）「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」※溶け込み版  
(平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

## 第一 福祉用具

1～2（略）

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 4②に該当するものを除いて、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

4 通信機能を備えた福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① 福祉用具貸与の種目に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能として通信機能を備えた認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合についても給付の対象とする。
- ② 福祉用具貸与の種目（特定福祉用具販売においては一部の福祉用具における選択制の対象種目に限る）に該当するもののうち、当該福祉用具の本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具については、通信機能により福祉用具の適正な使用と利用者の安全の確保を図る観点から、福祉用具の使用状況の把握ができるもの又は福祉用具の安全な使用に資するもので、次のいずれかに該当するものは給付の対象とする。
  - a) 福祉用具の位置情報を家族に通知するもの。
  - b) 福祉用具の維持管理や修理交換、使用状況の把握に資する福祉用具の情報を、利用者又は家族、及び福祉用具専門相談員等に通知するもの。
- ③ 通話・チャット・動画等の日常生活において他の目的で利用者が使用可能なもので、一般製品で代替可能な機能及びバイタルセンシングにより利用者の状態変化や体調不良を検知し通知する機能は給付の対象外とする。また、上記以外の通信機能を搭載した福祉用具は給付対象外とする。
- ④ 4①及び②について、通信費用（例 月々の通信料金やアプリケーションの導入、サブスクリプション等に要する費用等）、受信端末の費用（例 スマートフォンやタブレット等の端末の導入費用等）、福祉用具に内蔵されたものを除く通信環境の整備に要する費用（例 モデム・ルーター等の整備費用等）は給付の対象外とする。

# 通知の一部改正（案）のイメージ

前回の主なご意見を踏まえ、通信機能を備えた福祉用具の取扱いのイメージを見直した。

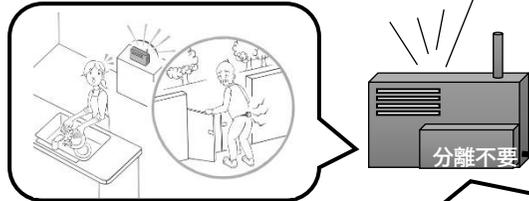
## 見直した場合の取扱い

※主な修正点は赤字

※ - - - - - はデータの流れ

### 介護保険の給付対象となる機能

#### ①用具の本来機能として通信機能を備えた福祉用具



認知症老人徘徊感知機器は、居宅外との通信機能を備えた場合と通信機能が物理的に内蔵されている場合が給付対象

#### ②用具の本来機能に付属して通信機能を備えた福祉用具

(例)



通信機能を内蔵可

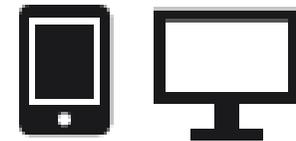
新たに給付対象となるのは、本来機能に付属する通信機能として、福祉用具の位置情報、バッテリーの状態、異常・故障の情報、使用状況を通知する機能を給付対象とする

利用者・家族・必要に応じて福祉用具貸与事業者等が通知を受け取ることが可能



※なお、事業者への通知は、別に利用者への説明と同意を得ること。

### 介護保険の給付対象外となる機能



・左記以外の機能を当該の福祉用具に搭載することは認められない。  
・左記によって得られたデータを使用した機能・サービスは、利用者と事業者の間の契約の定めにより、利用者の自己負担において使用可能

#### 給付対象外の費用

・通信料金、ソフトウェア・アプリケーションの導入・利用及びサブスクリプション等に要する費用  
・スマートフォン・タブレット等の端末の調達費用  
・福祉用具に内蔵されたものを除く、モデム・ルーター等の通信機器の調達費用 等

※利用者の自己負担による利用が考えられるサービスの例・・・ナビゲーション 等

# 関係団体への周知・連携について

前回の主なご意見を踏まえ、

- ・製造メーカー、福祉用具貸与・販売事業所には、福祉用具からの通知後の対応は給付対象外であるが利用者の自己負担により利用可能であること及び、貸与実績のある商品を対象にその価格設定や機器・データの利活用状況についてヒアリングすること
- ・福祉用具専門相談員、介護支援専門員等には、福祉用具の導入の必要性について説明し、同意を得る事項に通信環境の整備等に費用を要すること、について追記する等をしている。

## 関係団体・事業所等に連携・協力を求める事項（案） ※主な修正点は赤字

### （メーカー、福祉用具貸与・販売事業所向け）

- 福祉用具の製造メーカー及び販売に携わる企業は、通信機能を備えた福祉用具を利用する対象者の状態とその使用場面及び利用に関する注意事項を具体的に明らかにし、当該福祉用具の利用を検討する際の参考となる情報の提供をお願いする。
- 本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具から、利用者又は家族に対し通知を行った後の対応について、駆けつけ・安否確認を含む一切の役務の提供は給付対象外であるが、利用者と事業者の間で契約を締結することにより様々なサービスを利用者の自己負担により利用することは可能である。
- 本来機能に付随して通信機能を備えた福祉用具について、月平均100件以上の貸与実績がある製品については後日、利用者の自己負担を要する通信費用等を含めた価格設定や通信機能及びデータの利活用状況についてヒアリング等の調査を依頼することがあるので御協力をお願いする。

### （福祉用具専門相談員、介護支援専門員向け）

- 福祉用具専門相談員は、通信機能を備えた福祉用具の利用を提案する際には、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、導入の必要性について介護支援専門員をはじめとする専門職と検討し、必要性があると認められれば、利用者及びその家族に通信機能の利用とそのための通信環境の整備等に費用を要すること及び個人情報利用目的等について説明し同意を得るようお願いする。
- 介護支援専門員は、福祉用具専門相談員等と連携し、通信機能を備えた福祉用具を利用する際には、その必要性を居宅サービス計画書に記載し、利用者・家族に説明し同意を得るようお願いする。

## 1. 前回の振り返り

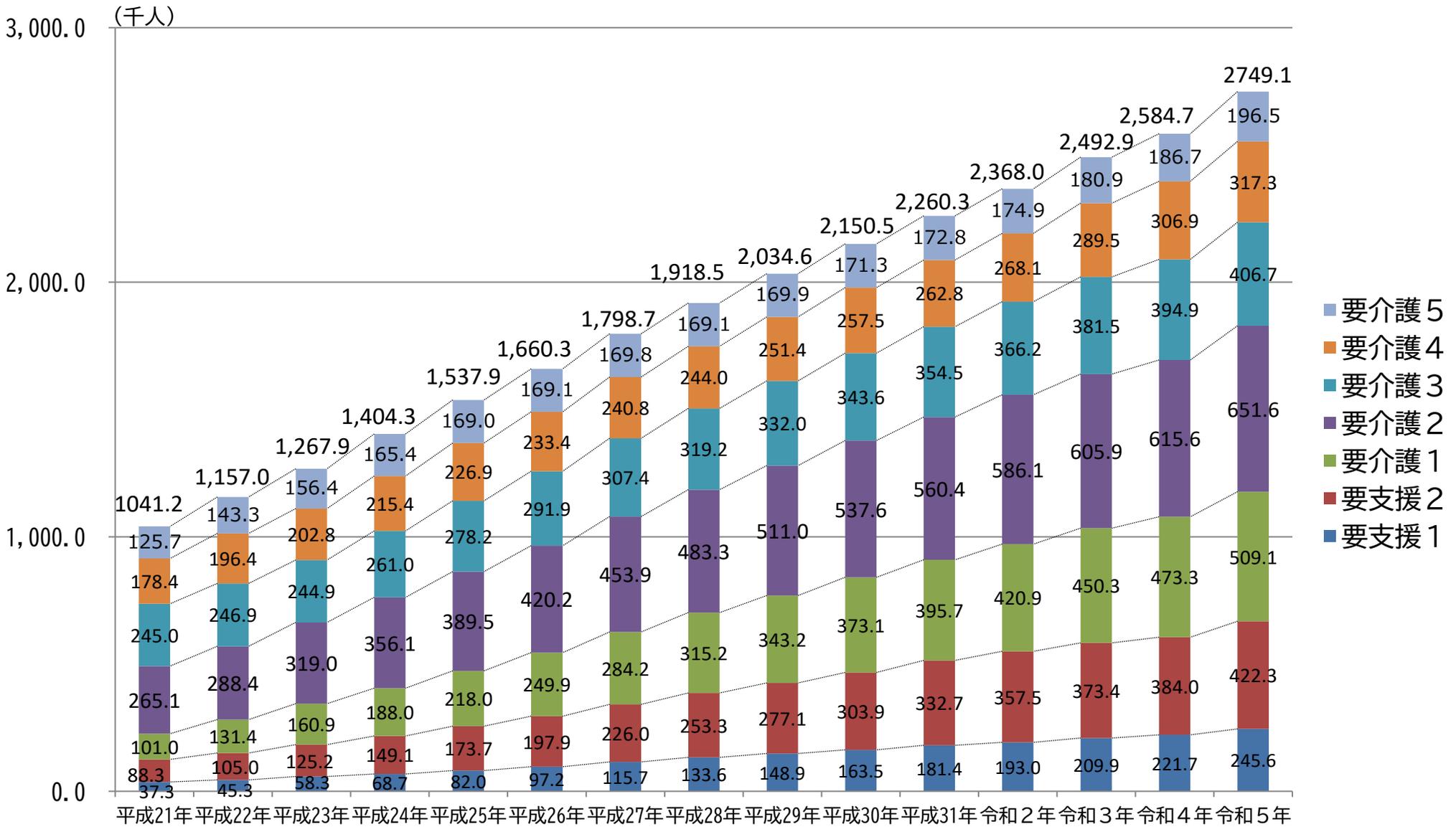
## 2. 主なご意見と対応の方向性について

- (1) 対象とする通信機能について
- (2) 通信に要する費用の範囲について
- (3) 福祉用具専門相談員の業務について
- (4) 実証・データの必要性等について

## 3. 見直し案

## 4. 参考資料

# 福祉用具貸与の受給者数



※総数には、月の途中で要介護から要支援（又は要支援から要介護）に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

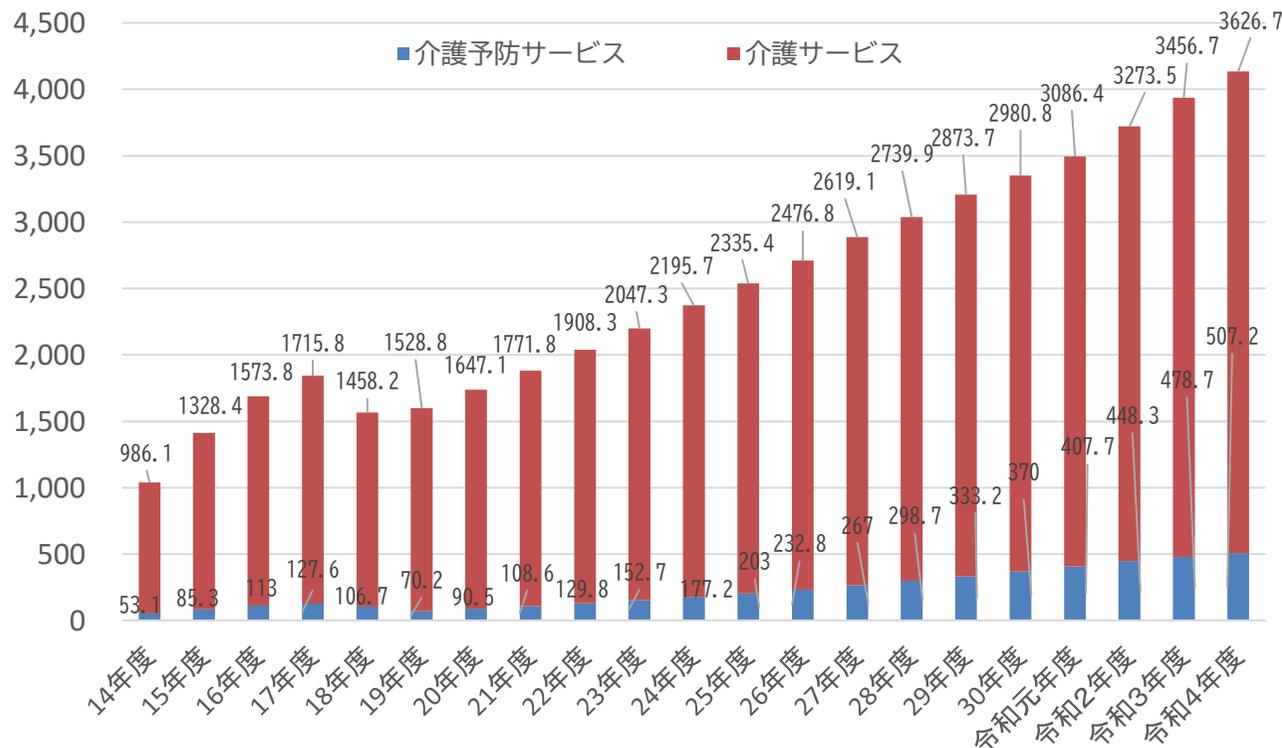
出典：厚生労働省「介護給付費実態調査」（各年4月審査分）

# 福祉用具貸与の保険給付の状況

- 令和4年度の福祉用具貸与の費用額は約4,134億円（対前年比約5%増）である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

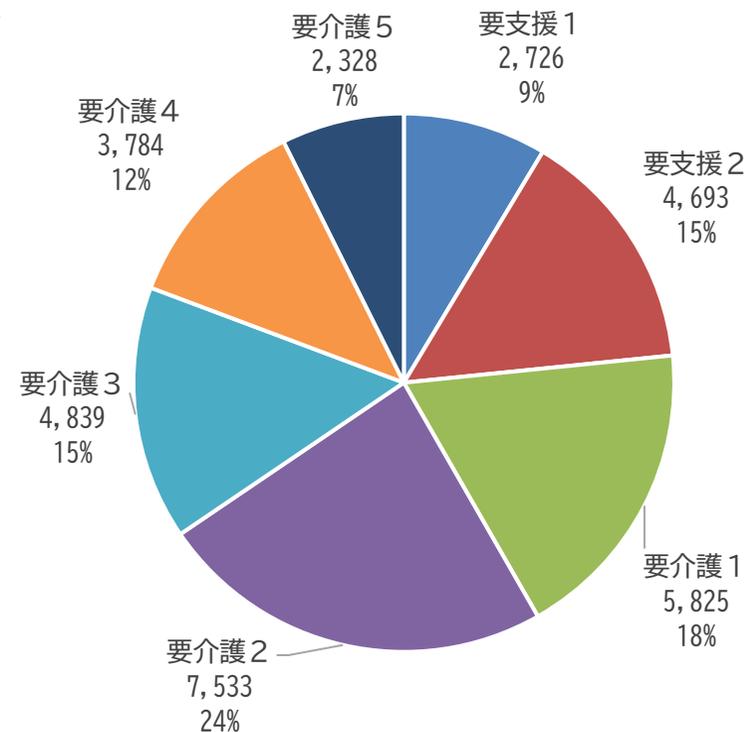
福祉用具貸与の費用額の推移（介護予防を含む）

（単位：億円）



出典：介護保険事業状況報告年報（各年度）

福祉用具貸与の要介護度別給付件数  
（年間延べ請求件数） 総数：31,728千件  
（単位：千件）



出典：介護保険事業状況報告年報（令和4年度）

# 受給者1人当たり費用額と福祉用具の登録件数の推移

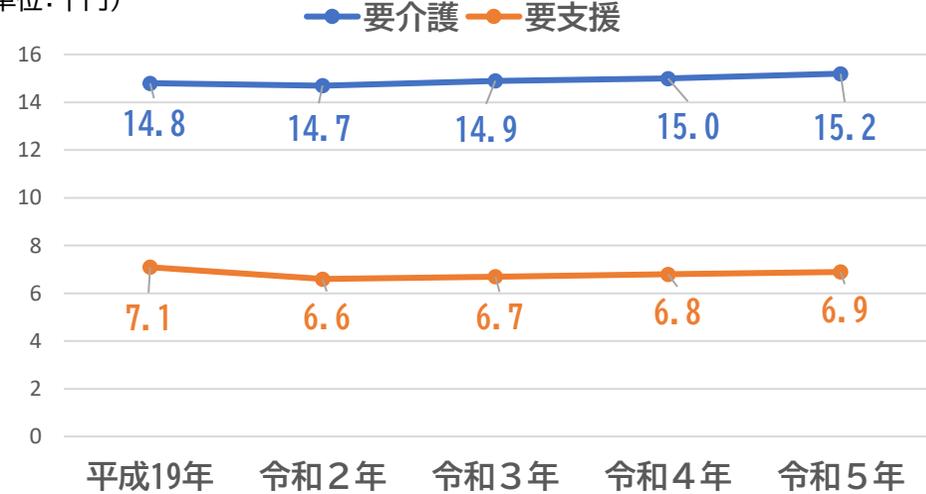
○(介護予防)福祉用具貸与の受給者1人当たり費用額は、平成19年から大きく変動していない。

※ 平成19年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は14.8万円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は7.1万円であった。

※ 令和5年4月の要介護1～5の受給者1人当たりの月額費用額は15.2万円、要支援1～2の受給者1人当たりの費用額は6.9万円であった。

出典：介護給付費等実態統計(令和2年～5年の各年4月審査(各年3月サービス提供)分より)  
介護給付費等実態調査(平成19年4月審査(平成19年3月サービス提供分より))

図表1:福祉用具貸与の受給者1人1月当たりの費用額  
(単位:千円)



○福祉用具情報システム(TAIS)に、国内の福祉用具製造事業者又は輸入事業者から登録された福祉用具貸与の対象物品の件数は年々増加傾向にある。

(図表2)福祉用具貸与の対象物品の件数の推移

|                         | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1車いす                    | 1,106 | 1,187 | 1,265 | 1,346 | 1,511 | 1,658  | 1,774  | 1,925  | 1,966  | 2,041  | 2,068  |
| 2車いす付属品                 | 591   | 642   | 722   | 828   | 1,018 | 1,169  | 1,280  | 1,353  | 1,403  | 1,430  | 1,441  |
| 3特殊寝台                   | 680   | 745   | 828   | 1,029 | 1,158 | 1,280  | 1,337  | 1,669  | 1,686  | 1,841  | 1,924  |
| 4特殊寝台付属品                | 937   | 1,045 | 1,147 | 1,276 | 1,477 | 1,546  | 1,649  | 1,757  | 1,809  | 1,866  | 1,907  |
| 5床ずれ防止用具                | 309   | 364   | 454   | 481   | 591   | 660    | 693    | 762    | 790    | 821    | 814    |
| 6体位変換器                  | 62    | 81    | 90    | 105   | 128   | 147    | 181    | 191    | 207    | 213    | 227    |
| 7手すり                    | 463   | 516   | 614   | 806   | 1,145 | 1,298  | 1,453  | 1,674  | 1,900  | 2,466  | 2,604  |
| 8スロープ                   | 191   | 221   | 346   | 382   | 460   | 469    | 489    | 519    | 529    | 529    | 552    |
| 9歩行器                    | 442   | 474   | 521   | 549   | 662   | 716    | 741    | 776    | 820    | 872    | 910    |
| 10歩行補助つえ                | 225   | 236   | 252   | 262   | 306   | 332    | 354    | 367    | 383    | 387    | 396    |
| 11認知症老人徘徊感知器            | 42    | 62    | 148   | 236   | 309   | 357    | 405    | 430    | 446    | 445    | 475    |
| 12移動用リフト<br>(つり具の部分を除く) | 246   | 262   | 287   | 313   | 368   | 395    | 414    | 429    | 439    | 465    | 474    |
| 13自動排泄処理装置              | 6     | 6     | 6     | 7     | 7     | 9      | 10     | 11     | 10     | 10     | 10     |
| 合計                      | 5,300 | 5,841 | 6,680 | 7,620 | 9,140 | 10,036 | 10,780 | 11,863 | 12,388 | 13,386 | 13,802 |

出典：公益財団法人テクノエイド協会より令和6年2月分までの情報提供を受けて作成

# 介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧（イメージ）

➤ 車いす



➤ 特殊寝台



➤ 床ずれ防止用具



➤ 歩行器

(歩行器)



(歩行車)



➤ 手すり



➤ 移動用リフト



➤ 徘徊感知機器



➤ スロープ

(携帯用スロープ)



(固定用スロープ)



➤ 歩行補助つえ

(単点杖)



(松葉杖)



(多点杖)



➤ 体位変換器



➤ 自動排泄処理装置



・・・赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ

(写真提供) 一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

# 介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改革等について

| 時期      | 制度改革等の概要   |
|---------|--|
| 平成12年4月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の施行</li> </ul>  |
| 平成16年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定(※令和6年に改訂)</li> </ul>   |
| 平成18年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外に(※)一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し</li> <li>・事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入</li> </ul>   |
| 平成23年5月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理(平成19年～平成23年にかけて開催)<br/>           論点1:いわゆる「外れ値」への対応について 論点2:比較的安価な福祉用具の取り扱いについて<br/>           論点3:専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について</li> </ul>  |
| 平成24年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化</li> </ul>  |
| 平成27年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充(40時間→50時間)、福祉用具専門相談員の要件の見直し(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外)</li> <li>・福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことへの努力義務化</li> <li>・給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。</li> </ul> |
| 平成30年度  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に説明の義務化</li> <li>・利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定</li> <li>・福祉用具の貸与価格の上限設定(月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)を上限)</li> </ul>          |
| 令和3年度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種との関与を明示</li> <li>・福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮し、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更</li> </ul>   |
| 令和6年度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入</li> <li>・福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化</li> <li>・福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け</li> </ul>  |